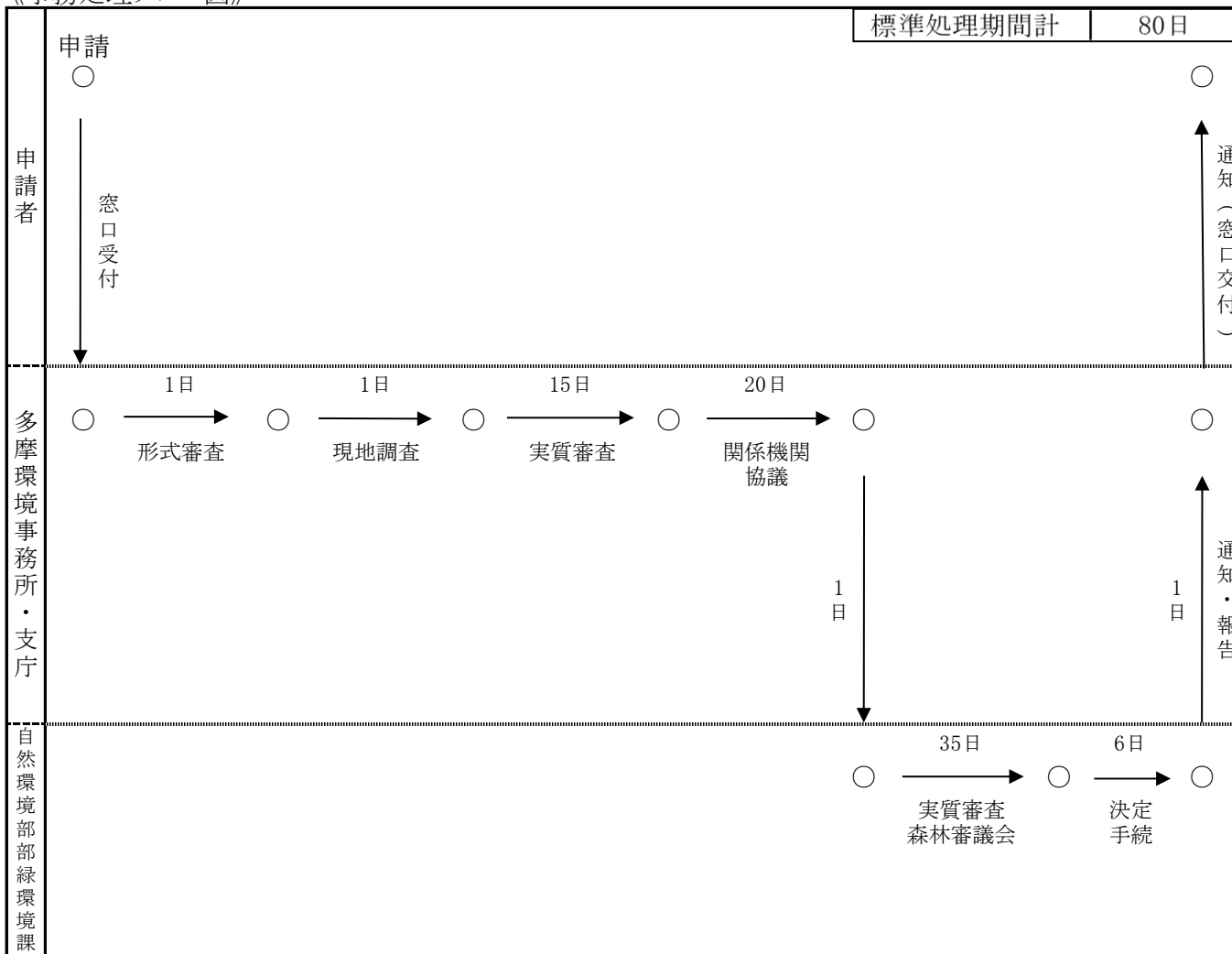


## 事務処理フロー図

事務名 林地開発の許可

作成部署 環境局自然環境部緑環境課森林保全担当 電話42-643

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	現地調査	申請書の内容について現地調査を行い、申請書に記載されている現況について確認します。
3	実質審査	申請書の内容について審査基準(東京都林地開発許可実施要綱)を満たしているかどうかを審査します。
4	関係機関協議	林地開発の許可について関係市町村の意見照会及び河川管理者ほか他法令関係機関との協議をします。
5	森林審議会	申請された開発行為について審議を行います。
6	決定手続	許可の諾否について、自然環境部長が決定します。
7	通知	申請者に通知します。
8	報告	許可処分を行った旨多摩環境事務所長又は支庁長に報告します。
9		
10		